

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめ取引先・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上での会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため必要不可欠であると考えております。このため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。
 - ・当社は、株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
 - ・当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主、取引先、従業員および地域社会等をはじめとしたさまざまなステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切な協働を行います。
 - ・当社は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
 - ・当社は、社外取締役を加えた取締役会によって業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
 - ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。
- (2) 当社は、シブヤグループのすべての役員・従業員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる基本原則として、行動規準を別途定め、開示します。
- (3) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な当社の「企業価値の源泉」についての考え方を、別途開示します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 招集通知の早期発送等】

当社は、招集通知の早期発送については、今後の検討課題といたします。

【補充原則1 - 2 招集通知の英訳】

招集通知の英訳版については、外国人持ち株比率が低い現状に鑑み、必要性は低いと判断しております。

【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

英語での情報開示・提供については、外国人持ち株比率が低いことから、現状では必要性が乏しいと判断しております。

【補充原則4 - 2 経営陣の報酬】

当社においては、現在自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、業績連動や自社株報酬など、インセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 10 独立社外取締役による諮問委員会の設置】

当社では、以下の理由により、任意の諮問委員会の設置は必要なく、現行の仕組みで取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は適切に機能していると考えております。

・取締役候補者の指名および選任については、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しているため。

・報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、代表取締役により適切に決定されているため。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

当社では、取締役の選任にあたって管理部門、営業部門および技術・生産部門のバランスに配慮した構成となるようにしております。また、取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3 - 1(4)に記載しております。社外取締役および社外監査役については、原則4 - 9に定める独立性基準に基づき法曹、会計、企業経営および学識経験者等のバランスに配慮し、適切な人材を選定しております。

国際性については、海外に関する売上高からみて現状の役員構成で機能を充足していると判断しております。

取締役以外でも国際性を有する人材が執行役員として会社の業務に携わっており、また、ジェンダーの多様性については、将来的にふさわしい人材を確保することに努めて参ります。

監査役については、金融機関の元経営者の方に就任していただき、本コードで求める知見を有する人員構成となっていると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、発行会社との取引・協業関係の維持・強化などを目的として、長期保有を前提にいわゆる政策保有株式を保有しております。しかしながら、個別の銘柄につき、経済合理性の観点から、配当の有無や業績が振るわない銘柄については、今後の業績の推移、回復可能性を検討し資本効率向上の観点からも縮減を含めた保有の是非の検討を行っております。

議決権行使の方針

1. 基本的な考え方

- (1) 発行会社にコーポレート・ガバナンス体制が備わっているか。
 - 法的不祥事に適切に対処し、再発防止策を策定しているか。
 - 社外役員が機能を果たせる社外性を有しているか。

- (2)発行会社の業績不振が直近を含め数期間継続していないか。
- (3)発行会社の内部留保と株主還元のパランスが適切であるか。

2. 具体的な基準

- (1)取締役の選任
一定期間赤字が継続し、かつ業績回復の見込みが低い場合はトップの選任に反対。
また、社外取締役の独立性が低いと判断される場合に反対。
- (2)監査役の選任
社外監査役の独立性が低いと判断される場合に反対。
- (3)買収防衛策
客観性のある運用となっていない場合や、社外委員会がない場合、または社外委員会を設置しているがメンバーに独立性がない場合に反対。
- (4)剰余金処分案
内部留保が過剰であり株主への還元が十分でない場合に反対。
- (5)その他
その他の議案については、内容を精査し判断する。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の売上および仕入取引については、原則として一般取引先と同様な条件としております。その他の重要な取引については、取締役会規程に基づき発生の都度取締役会で検討・承認しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることの重要性を十分に認識のうえ、澁谷工業企業年金基金に当社の経理・財務部門から運用に関する適切な資質を持った人材を運用執行理事として派遣し、適切な運営体制の整備を行っております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

- (1)当社では、「シブヤの経営ポリシー3ヶ条」として、
 - 1. 社訓の共有
 - 2. 3カイ(改善・改革・開発)
 - 3. 利益計画の立案・決定・見直しを経営理念としております。
また、当社独自の経営管理システムとして、「目標経営管理制度」を制定し運用しており、会社方針を每期策定しております。
期初において、売上高や経常利益の数値を計数目標として設定し、通期の活動指針としております。加えて、それらを事業部門毎にブレークダウンした利益計画に展開し、毎月の進捗状況のチェックと必要に応じた対策の実施と見直しを行っております。
会社における持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な「当社の企業価値の源泉」についての考え方については、(2)の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の中に記載しております。
- (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載しておりますが、基本方針については、当社ホームページの「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」にて開示しております。
- (3)取締役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の上限を定めております。各取締役の報酬額は、代表取締役により適切に決定されております。
- (4)取締役候補者の指名の方針は、コーポレート・ガバナンスおよび各事業部門の特質を踏まえた、会社経営に関する役割・責務を十分に果たし得るような人材を、取締役候補者に指名することとしております。また、取締役候補者への指名の手続きは、担当取締役が適切な人材を代表取締役に推薦し、代表取締役は適任であると判断した場合は、取締役会に諮り、同意を得たうえで、株主総会において選任しております。監査役候補者の指名の方針については、監査役としての相応しい豊富な経験、高い専門性と見識を有する人物を、監査役会の同意を得て指名しております。
経営陣幹部である執行役員については、その知識と経験に照らし、当社の業務を公正かつ効率的に執行するとができると判断される人物を担当取締役が推薦し、社内規定に従って代表取締役および総務部門を統轄する取締役が選任しております。
また、執行役員の解任については、上記に記載の方針を踏まえ不適合であると判断される場合は社内手続きに則って実施いたします。
- (5)新任(社内取締役、社内監査役)候補者、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。取締役および監査役の解任については、会社法の規定に従い株主総会に議案として上程いたします。
また、経営陣幹部である執行役員については、選任または解任後取締役会において報告しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令および定款に定められた事項について決定を行なうと共に、取締役会規程において決議事項および報告事項を定めております。また、業務の執行については、代表取締役、業務を担当する取締役および執行役員が行い、取締役等の職務の委嘱については、取締役会決議事項であり、取締役会で具体的な職務の委嘱内容を決定しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および金融商品取引所が定める独立役員等の独立性基準に加え、当社独自の基準により判断しております。なお、当社独自の判断基準につきましては、当社ホームページ「当社の「社外役員等の独立性判断基準」について」において開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役の選任に関する方針・手続き】

当社では、取締役の選任にあたって管理部門、営業部門および技術・生産部門のパランスに配慮した構成となるようにしております。また、取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3 - 1(4)に記載しております。社外取締役および社外監査役については、原則4 - 9に定める独立性基準に基づき法曹、会計、企業経営および学識経験者等のパランスに配慮し、適切な人材を選定しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社では、取締役および監査役の他社での兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価】

当社では、取締役および監査役を対象に、2021年6月期における取締役会の実効性に関するアンケート調査(取締役会の構成、取締役会の役割・責務、取締役会の運営状況、取締役会の議事など)を行い、その結果を取締役会で分析・評価し、取締役会は概ね有効に機能し実効性が確

保されていることを確認するとともに、株主還元等のあり方についての議論の必要性について課題を共有いたしました。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社外役員については、その就任時に当社の社風、経営方針、業界の状況および当社の事業・財務・組織等に関して説明しております。また、社内役員については、事業と組織等に関する知識や財務的知識および役員に求められる役割と責務(法的責任を含む)を理解するための機会を、社内外のセミナー等を活用し提供しております。各役員は、当社独自の経営管理システムとしての「目標経営管理制度」の年1回の発表の場としての推進大会において、グループ内企業や他部門の状況を把握し、情報の共有化を図っております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供しつつ、建設的な対話を行うために社長室・総務部・財務部を所管する取締役を中心にその他関係部門との有機的連携を図りながら、当社ホームページにおける国内外の投資家に向けた会社関連情報開示の充実、開かれた株主総会の運営を心がけております。

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有益と判断した場合は、情報開示の公平性およびインサイダー情報の漏えいに留意しつつ個別の対話にも応じることにより、株主・投資家の皆様のご意見に真摯に耳を傾けるよう努めるとともに、その内容を取締役会へフィードバックすることといたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	2,324,000	8.40
明治安田生命保険相互会社	1,700,740	6.15
第一生命保険株式会社	1,600,000	5.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,337,400	4.83
株式会社北國銀行	1,315,068	4.75
日本生命保険相互会社	1,280,712	4.63
澁谷工業取引先持株会	1,221,655	4.42
住友生命保険相互会社	1,120,000	4.05
農林中央金庫	1,000,000	3.61
株式会社三菱UFJ銀行	928,990	3.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	6月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	28名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	21名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菅井 俊明	弁護士													
玉井 政利	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅井 俊明			菅井 俊明氏は、弁護士として法曹界において豊富な経験を有しております。 この経験を生かし、コンプライアンスの観点から当社の経営全般に対して提言していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。 また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

玉井 政利	当社の顧問税理士であり、同氏と当社との間には定常的な取引があります。	玉井政利氏は、税理士として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、その専門的見地から当社の経営全般に対して提言していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役役に選任しております。 また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。 なお、同氏は当社の顧問税理士ですが、当社独自の判断基準により、同氏に対し役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を支給していません。
-------	------------------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役的人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と必要に応じ随時意見交換および協議を行い、業務を遂行しております。また、監査役は、内部監査部門の内部監査に同行するとともに必要に応じて内部監査部門のスタッフを監査役の業務の補助に当たらせております。内部監査部門はこれらの内部監査の結果を監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役的人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土肥 淳一	他の会社の出身者													
遠藤 滋	他の会社の出身者													
安宅 建樹	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土肥 淳一			土肥淳一氏は、商工部門を担当とする地方公務員としての経歴に加え、業界団体(一般社団法人石川県鉄工機電協会)の役員としての豊富な経験と知識を有しております。この知識と経験を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しております。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
遠藤 滋			遠藤 滋氏は、総合商社において役員として経営に關与した経験を有しております。この経験を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しております。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
安宅 建樹		当社のメインバンクである株式会社北國銀行の相談役であります。 なお、当社は、同行とは定常的な銀行取引があります。	安宅 建樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の経営にあたり、必要な状況にないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりです。(2021年6月期)
 取締役(社外取締役除く): 841百万円(固定報酬830百万円、退職慰労金11百万円)(21名)
 監査役(社外監査役除く): 6百万円(固定報酬6百万円)(1名)
 社外役員: 18百万円(固定報酬18百万円)(5名)

また、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額は以下のとおりです。
・代表取締役社長 澁谷 弘利:245百万円(固定報酬245百万円)

- (注) 1.業績連動報酬および非金銭報酬は該当ありません。
2.退職慰労金は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
3.取締役の報酬等の総額は、2020年9月24日開催の第72回定時株主総会において、月額100百万円以内(うち社外取締役3百万円以内)と決議しております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、23名(うち社外取締役は2名)であります。
4.監査役の報酬等の総額は、1995年9月28日開催の第47回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は、4名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決議内容は、次のとおりであります。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬は、利益計画の達成と企業価値の持続的な向上への意欲創出につながる十分なインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

(2)個人別の固定報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、その役職、委嘱職務、在任期間に応じて、当社の業績、従業員給与、他社水準などを考慮しながら総合的に勘案して決定することを方針とする。また、退任時に支給する退職慰労金については、役職、委嘱職務、在任期間を考慮して当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で支給額を決定することを方針とする。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の額の決定については、取締役会において、代表取締役社長へ一任することとする。

上記の方針に基づき、代表取締役社長である澁谷 弘利が、各取締役の月例の固定報酬を決定しております。その決定権限を委任する理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に見ながら各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断するためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が決定した額が取締役会で決議された決定方針と整合しているかを担当の社外取締役が確認していることから、取締役会としては、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役社長および他の取締役と適宜、必要に応じて意見交換を行うとともに、取締役会においても業務執行内容等の報告を行っております。専従の補助スタッフはいないものの、必要に応じ社長室および内部監査担当が補佐しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)現状の体制の概要

- (a)当社は監査役制度を採用しており、提出日現在、監査役は4名(うち3名が社外監査役)であり、うち社外監査役2名および社外取締役2名を独立役員として指定しております。
(b)当社は、職務権限の一層の明確化を図り、方針・戦略の決定と業務執行の迅速化を目的として、2000年8月より、執行役員制度(提出日現在執行役員27名)を導入しております。
(c)当社の取締役会は提出日現在21名で構成され、経営方針、法定事項その他重要事項について審議・決定し、また業務執行状況の監督を行っており、直前事業年度の取締役会は9回開催し、業務執行取締役で構成されている経営会議は原則月1回開催しております。

(2)監査役機能強化に係る取組み状況

当社は、内部監査部門として内部統制・監査室を設置し、各部門における業務が各種法令、当社規程類および目標経営管理(経営計画推進のための当社独自の管理手法)マニュアル通りに遂行されているか、また効率的に行われているかなどについて、各部門、工場、グループ会社などの監査を定期的実施し、チェック・指導する体制をとっております。内部統制・監査室はこれらの内部監査の結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。

(3)会計監査の状況

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結しており、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。当社の会計監査の業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する向山 典佐氏、中山 孝一氏の2名であります。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、その他6名であります。

(4)責任限定契約の概要

当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容は、会社法423条第1項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償を負うものとしております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、経営監視機能の客観性および中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、株主総会集中開催日は特になく認識しております。なお、直近の定時株主総会は、2021年9月28日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2020年9月24日開催の第72回定時株主総会より議決権の電子行使を可能としました。
その他	当社は、株主が総会議案の検討期間を確保できるよう、招集通知を発送する前に、「招集通知」および「インターネット開示事項」を当社上場取引所および当社ウェブサイトに公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、適時開示資料、株主総会の招集通知・決議通知、コーポレートガバナンスに関する基本方針、シブヤグループのコンプライアンス行動規準など。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室担当役員を責任者とし、関連する部門の所管役員数名のプロジェクトで推進しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」および「シブヤグループのコンプライアンス行動規準」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「シブヤグループコンプライアンス行動規準」の中で項目を定め、実行に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」および「シブヤグループのコンプライアンス行動規準」に方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるとともに企業の社会的責任を果たすためにコーポレート・ガバナンスの充実、内部統制システムの整備は不可欠であると考え、経営の重要事項と捉えております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 当社およびグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを推進するための体制として、総務担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社およびグループ各社における法令違反の予防措置、法令違反発生時の対処方法・是正方法について定めております。また、同委員会事務局である総務本部においてコンプライアンス体制の構築および運用を行っており、社員等に対し研修、マニュアルの作成・配布等をととしてコンプライアンスの知識習得および意識の向上に努めております。

また、当社およびグループ各社は、その役職員が自社のコンプライアンス担当部門または外部の弁護士および当社の監査役に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス通報制度を整備しております。

(2) 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取締役社長を本部長とし、事業活動遂行上脅威となる予測困難な事態(国内および海外で発生する戦争、テロおよび大震災などの大災害)に対応するため、取締役社長を本部長とする危機管理緊急対策本部を設置しております。当社グループに危機が発生したと判断したときは、機動的に執行体制を整備することとしております。

また、当社は、事業活動上、通常予測可能なリスクに関しては、内部統制、製品・技術情報、経営情報、安全関連の目的および機能別に、法務委員会、機密情報管理委員会、債権管理委員会、自然災害対策委員会等の各種リスク管理委員会を設置し、取締役ならびに従業員が各種法令、当社定款および規程類を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど内部統制システムの充実に努めております。

(3) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき取締役の職務の執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(4) 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制をグループ各社を含め実施するとともに関係会社管理規程の制定や役員等の派遣を通じグループ各社の業務運営の強化・適正化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力からの暴力的要求行為があった場合、毅然たる態度で対応することとしており、過去も現在も反社会的勢力との関係は一切ありません。新規顧客および新規仕入先との取引開始時には、債権管理委員会が外部の調査機関などから債権などの信用調査のみならず風評などの調査を行い取引を開始しております。

また、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターおよび石川県企業防衛対策協議会に参加しており、さらに情報収集に努め、また指導を仰ぎながら適切に対応してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2019年8月29日開催の当社取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン(信託型ライツ・プラン)を決議し、2019年9月26日開催の第71期事業年度に係る当社定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるもの)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、第五回信託型ライツ・プランを更新(再導入)いたしました。

なお、信託型ライツ・プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.shibuya.co.jp/ir/news.html>)に掲載する、2019年8月29日付プレスリリース「第五回信託型ライツ・プラン(買収防衛策)更新及び第五回信託型ライツ・プランのための新株予約権発行に関するお知らせ」をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社の適時開示に係る社内体制は以下のとおりであります。

社長室担当役員を委員長とする開示委員会を設置しております。

同委員会は、情報管理責任部署である社長室および財務本部が運営し、集約された会社情報を把握・管理・公表の業務執行を行っております。

関係会社は15社と数も少なく、規模も小さいため組織上の管理部署は設けておりませんが、子会社の会社情報は規程に基づき、かつ当社の財務本部から人を派遣し、もしくは担当者を決め、財務・人事・総務の事務を代行することにより集約する体制をとっております。

社長室および財務本部に集約された会社情報は、「決定事実」についてはその事実について決議、決定が行われた時点で、「発生事実」については、その発生を認識した時点で、諸法令・適時開示規則などに基づき開示の必要性の有無を検討しております。

開示することが必要となった会社情報については、代表取締役役に報告のうえ、速やかに開示しております。

